

福島第二原子力発電所における
「原子力事業者防災業務計画」の修正ならびに届出について

2024年12月2日

東京電力ホールディングス株式会社

当社は、2000年6月に施行された原子力災害対策特別措置法に基づき、「原子力事業者防災業務計画*」を原子力発電所ごとに作成し、運用してまいりました。

同法の規定において、原子力事業者は「原子力事業者防災業務計画」を毎年見直しするとともに、必要な場合はこれを修正することとしております。

この度、福島県をはじめ地元自治体と協議の上、福島第二原子力発電所の「原子力事業者防災業務計画」の修正を、内閣総理大臣ならびに原子力規制委員会に、本日届出ましたので、お知らせします。

○「原子力事業者防災業務計画」の修正要旨（修正日：2024年12月2日）

- ・副原子力防災管理者の代行順位の変更について
- ・EAL（SE02）の事業者解釈の記載変更について

以 上

* 原子力事業者防災業務計画

原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害の発生および拡大の防止、ならびに原子力災害時の復旧に必要な業務等について定めたもの。本文は当社HP

(https://www.tepco.co.jp/about/power_station/disaster_prevention/pdf/protect_2f.pdf) をご参照ください。